

18. 増大する保育需要に対応するための 主な規制緩和措置

増大する保育需要に対応するための主な規制緩和

1 定員の弾力化

- ・ 4月 は定員 + 15% まで、5月 以降は定員 + 25% まで受入許容
- ・ 10月 以降は保育士数や部屋面積等の基準内で定員と関わりなく受入許容

2 設置主体制限の撤廃

従前、市町村と社会福祉法人に限定していた保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社、学校法人なども保育所設置が可能に

12年3月～15年4月 株式・有限会社立28件等合計106件

3 賃貸方式の許容

従前、自己所有が原則だった土地建物について民間からの貸与を許容

12年3月～15年4月 土地貸与126件、建物貸与51件

4 小規模の保育所の設置促進

①保育所分園の導入（10年）

平成14年において、分園の定員規制（従前30人未満）及び分園数規制の緩和（従前2まで）、分園のみの民間委託の容認（公立保育所のみ）、分園を活用した夜間保育の容認（開所時間の柔軟化）

10年4月～15年3月 180件

②小規模保育所の最低定員を30人から20人に引下げ（12年）

20人～30人の保育所 12年3月～15年4月 42件

5 公設民営方式の促進

①児童福祉法改正により公設民営促進を規定（13年）

②民間貸与を目的とした自治体による保育所整備を補助対象化、公有財産活用・PFIマニュアルを策定（13年）

14年8月現在累計406件

6 家庭的保育事業の導入

保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う家庭的保育事業を導入、14年度予算においては、補助者を設置した場合の受入可能児童数を拡大（3人→5人）

7 待機児童の多い地域における設備基準の弾力化

- ・ 園庭は付近の広場や公園で代用可とする扱いを明確化
- ・ 0、1歳児を受入れる場合の1人当たりの部屋面積を明確化

8 防火・避難基準の緩和（15年）

- ①保育室等2階設置の場合における準耐火建築物の許容（従前耐火建築物）
- ②保育室等2階以上設置の場合における階段等に係る規制の緩和
- ③スプリンクラー等設置の場合における調理室の防火区画制限の撤廃

9 短時間勤務保育士の導入の拡大

保育士定数に占める短時間勤務保育士（1日6時間又は月20日未満）の割合に係る規制（従前保育士定数の2割）を撤廃（14年）

10 会計処理の柔軟化

- ・保育所施設・設備整備積立金を同一の設置者が設置する他の保育所施設費へ充当することの容認（明確化）
- ・弾力支出の拡大（賃借料、送迎用駐車場の借上げなど）
- ・配当については民間施設給与等改善費の性格上、支給しないことの明確化

※ 保育サービスの量的拡充を進める一方、サービスの質の確保のため、14年度から保育所第三者評価システムを導入

保育所設置に係る多様な主体の認可状況等について

保育所待機児童の問題への対応等のため、平成12年3月に、保育所に係る規制緩和として、① 設置主体制限の撤廃、② 定員要件の引下げ、③ 資産要件の緩和を行った。平成15年4月1日時点のこれらの効果は次のとおり。

① 市町村・社福法人以外の多様な主体による保育所認可状況

	社団・ 財団法人	学校法人	宗教法人	NPO	有限・ 株式会社	個人	その他	計
H12	1	6	6	3	6	5	0	27
H13	4	10	0	4	12	12	2	44
H14	2	10	1	3	10	9	0	35

(注) うち認可外保育施設からの移行 H12 15件 H13 31件 H14 16件

(注) 「その他」の内訳 日赤1件 中小企業協同組合1件

(注) 計106件の他、公立保育所の業務委託事例18件(学校法人4件、有限・株式会社6件、社団・財団法人7件、NPO 1件)

② 定員20人以上30人未満の保育所の認可状況

	社団・財団	学校法人	宗教法人	NPO	有限株式	個人	市町村	社福法人	計
H12	0	0	0	1	2	2	2	8	15
H13	1	3	0	0	0	6	0	7	17
H14	0	1	0	1	2	1	1	4	10

(注) うち認可外からの移行 H12 9件 H13 10件 H14 3件

③ 資産要件緩和による保育所の認可状況

		社団・財団	学校法人	宗教法人	NPO	有限株式	個人	その他	社福法人	計
土地	H12	0	2	0	3	4	1	0	12	22
	H13	1	1	0	2	9	5	1	49	68
	H14	0	0	0	1	5	2	0	28	36
建物	H12	0	1	1	3	4	2	0	7	18
	H13	1	0	0	2	9	3	1	5	21
	H14	0	0	0	0	4	1	0	7	12

(注) 土地：国・地方公共団体以外からの貸与であり賃借権等の登記設定がないもの
建物：国・地方公共団体以外からの貸与

(注) うち認可外からの移行 土地 H12 10件 H13 25件 H14 14件
建物 H12 9件 H13 14件 H14 5件

④ ①～③による保育所の認可状況(重複分除く)

	認可外からの移行	創設	設置主体の変更等	計
H12	23	17	10	50
H13	44	46	9	99
H14	25	39	6	70

(注) H12 (H12.3.30～H13.4.1)における全認可・届出件数は、191件
H13 (H13.4.2～H14.4.1)における全認可・届出件数は、308件
H14 (H14.4.2～H15.4.1)における全認可・届出件数は、264件

19. 少子化社会対策基本法の概要

少子化社会対策基本法の概要

前文

21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の進展という事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められていること等から、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進する。

第1 総則

1 目的及び施策の基本理念

- (1) 法律の目的について、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること等を規定。
- (2) 施策の基本理念について、少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない等を規定。

2 責務

国、地方公共団体、事業主及び国民の責務についてそれぞれ規定。

3 政府が講じるべき施策

- (1) 少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めること。
- (2) 必要な法制上、財政上の措置等を講じること。
- (3) 毎年、国会に、少子化に対処するために講じた施策の概況等に関する報告書を提出すること。

第2 基本的施策

雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の基本的方向を規定。

第3 少子化社会対策会議

- 1 総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱の案を作成すること等のため、内閣府に、少子化社会対策会議を置く。
- 2 会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長等から、内閣総理大臣が任命する。

第4 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

20. 少子化対策(次世代育成支援対策)の 枠組み

少子化対策（次世代育成支援対策）の枠組み

